(2)　［その他の要件の禁止］
いかなる締約国も、更新の申請に関し、(1)及び第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次のものの提出については、要求することができない。
(i)　標章を表すもの及び標章を特定するその他のもの
(ii)　他の標章登録簿において、標章が登録され、又は標章の登録が更新されていることについての証拠
(iii)　標章の使用に関する宣言書又は証拠

(3)　［証拠］
締約国は、自国の官庁が更新の申請書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、更新の申請の審査において証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(4)　［実体についての審査の禁止］
いかなる締約国の官庁も、登録の更新に際し実体について審査することができない。

(5)　［存続期間］
登録の最初の存続期間及び各更新の存続期間は、十年とする。

第十四条　期間を遵守しなかった場合の救済措置

(1)　［期間の満了前の救済措置］
締約国は、出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間の満了前に当該期間の延長についての申請書が当該官庁に提出された場合には当該期間を延長する旨を定めることができる。

(2)　［期間の満了後の救済措置］
締約国は、出願人、名義人その他の関係する者が出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間（以下「関係する期間」という。）を遵守しなかった場合において救済措置についての申請書が当該官庁に提出されたときは規則で定める要件に従って次の一又は二以上の救済措置をとる旨を定める。
(i)　関係する期間を規則で定める期間延長すること。
(ii)　当該出願又は登録に関する処理を継続すること。
(iii)　状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず関係する期間が遵守されなかったと自国の官庁が認める場合又は当該締約国の選択により、関係する期間が遵守されなかったことが故意でなかったと自国の官庁が認める場合には、当該出願又は登録に関する出願人、名義人その他の関係する者の権利を回復すること。

(3)　［例外］
いかなる締約国も、規則で定める例外に関し、(2)に規定する救済措置をとる旨を定めることを要しない。

(4)　［料金］
締約国は、(1)及び(2)に規定する救済措置に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(5)　［その他の要件の禁止］
いかなる締約国も、(2)に規定する救済措置に関し、この条及び第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

第十五条　パリ条約を遵守する義務
締約国は、パリ条約の規定で標章に関するものを遵守する。

第十六条　サービス・マーク
締約国は、サービス・マークを登録し、パリ条約の商標に関する規定をサービス・マークについて適用する。

第十七条　使用権の記録の申請

(1)　［記録の申請に関する要件］
締約国は、自国の法令が自国の官庁において使用権を記録することについて定める場合には、その記録の申請書について次のことを要求することができる。
(i)　規則で定める要件に従って提出すること。
(ii)　規則で定める補助的な文書を添付すること。

(2)　［料金］
締約国は、使用権の記録に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(3)　［二以上の登録に係る単一の申請］
使用権の記録は、当該使用権が二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。ただし、全ての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されており、全ての登録における名義人及び使用権者がそれぞれ同一であり、並びに全ての登録に関して規則に従って使用権の範囲が当該申請書に記載されていることを条件とする。

(4)　［その他の要件の禁止］
(a)　いかなる締約国も、自国の官庁において使用権を記録することに関し、(1)から(3)まで及び第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、要求することができない。
(i)　使用権の対象となる標章の登録証書を提出すること。
(ii)　使用権の契約書又はその翻訳を提出すること。
(iii)　使用権の契約の財政的条件を表示すること。
(b)　(a)の規定は、標章登録簿に使用権を記録すること以外のことを目的とする情報の開示に関する締約国の法令に基づくいかなる義務にも影響を及ぼすものではない。

(5)　［証拠］
締約国は、自国の官庁が申請書又は規則に規定する文書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(6)　［出願に係る申請］
締約国の法令が出願の際の使用権の記録について定める場合には、(1)から(5)までの規定は、当該記録の申請について準用する。

第十八条　使用権の記録の修正又は取消しの申請

(1)　［申請に関する要件］
締約国は、自国の法令が自国の官庁において使用権を記録することについて定める場合には、使用権の記録の修正又は取消しの申請書について次のことを要求することができる。
(i)　規則で定める要件に従って提出すること。
(ii)　規則で定める補助的な文書を添付すること。

(2)　［その他の要件］
前条(2)から(6)までの規定は、使用権の記録の修正又は取消しの申請について準用する。

第十九条　使用権が記録されていないことの影響

(1)　［登録の有効性及び標章の保護］
締約国の官庁又は他の当局において使用権が記録されていないことは、使用権の対象となる標章の登録の有効性又は当該標章の保護に影響を及ぼすものではない。

(2)　［使用権者の一定の権利］
締約国は、使用権者が名義人が提起した標章の侵害に係る訴訟に参加する権利又は当該訴訟を通じて使用権の対象となる標章の侵害から生じた損害の賠償を受ける権利を当該締約国の法令に基づいて有するための条件として、使用権の記録を要求することができない。

(3)　［使用権が記録されていない場合の標章の使用］
締約国は、標章についての権利の取得、維持及び行使に関する手続において使用権者による標章の使用を名義人による使用とみなすための条件として、使用権の記録を要求することができない。

第二十条　使用権の表示
標章が使用権に基づいて使用されている旨を表示するよう締約国の法令が要求している場合において、この要求を完全に又は部分的に満たしていないことは、使用権の対象となる標章の登録の有効性又は当該標章の保護に影響を及ぼすものではなく、また、前条(3)の規定の適用に影響を及ぼすものではない。